

2021年3月

# 一時保護所第三者評価 評価報告書

江戸川区児童相談所一時保護所

評 価 者

弁護士 坪 井 節 子

花園大学教授 和 田 一 郎

## 評価の方法

三菱 UFJ コンサルティング&リサーチ「一時保護の第三評価の手引き」（平成 30 年度厚生労働省子ども子育て支援推進調査研究事業成果物）により、次の方法で実施した。

### 1 自己評価

64 項目について、一時保護所職員それぞれに自己評価を行ったうえで、それを集計し、施設としての自己評価の結果とした。実施時期は 2 月下旬。職員個々の評価と施設としての評価を記述した結果を評価委員が送付を受けた。

### 2 子どもアンケート

施設から入所している子ども全員に対してアンケートを配布して、封をしたうえで施設に提出。施設長が厳正に集計し、結果を評価者が送付を受けた。

### 3 評価に必要と思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

施設のマニュアル、組織図、事業計画、年間業務総括書、勤務表、事務分掌表、施設が独自に実施している子どもアンケート、行動診断記録等各種記録様式

### 4 資料精査

1～4 の資料を精査し、評価材料とした。

### 5 実地調査

- (1) 施設視察
- (2) 施設長から説明を受ける
- (3) 職員ヒアリング
- (4) 子どもヒアリング

### 6 評価者 2 名による評価すり合わせ

## 評 価 書

<b>I 子ども本位の養育・支援</b>	
1 子どもの権利保障	
2 養育・支援の基本	
評 価  よ り よ い の 施 設 に す る た め の 課 題	<p>① 子どもの権利保障業務システム（研修資料等に）理念の言語化が図られている。また、子どもの権利保障の理念の言葉化や職員に浸透させる努力が見事にはかられている。現場での子どもの声の聴取、職員との対話、子ども対応において、子ども会議の実施や様々なところにある意見箱など、意見聴取についても先進的な取り組みをして、子どもの意見が生活の中に自然に活かされている。</p> <p>② 職員と子どもが対等な関係で、コミュニケーションをとっており、子どもも自然に自己表現ができています。</p> <p>③ 子ども会議に、実質的な子ども参加が実現されている。</p> <p>④ 養育・支援の基本として、この規模の定員での個室対応、またお小遣い制度など子どもの視点からの新たなチャレンジをしている。インタビューでもお小遣いについて子どもから高評価であった。また食事の配膳など家庭的養護に近づくよう努力がされている。</p> <p><b>【課題】</b></p> <p>① 児童相談所全体において、子どもの権利保障の理念の共有、継承をはかる方策が必要である。</p> <p>② 幼児と学齢児との交流がメリットになる場合もあるので、検討するのの一考である。</p>
<b>II 一時保護の環境及び体制整備</b>	
1 適切な施設・環境整備	
2 管理者の責務	
3 適切な職員体制	
4 関係機関との連携	
評 価	<p>① 家庭的養育を実現する努力がはかられ、個室、個浴、配膳、自由行動、姿勢の自由など、随所に工夫がみられる。</p> <p>② 35 人定員という、近年では大きい方に入る一時保護所であるにも関わらず、他保護所に比べて一人あたりのスペースも十分あり、書籍や物品なども十分あった。</p> <p>③ 管理者が明確な理念に基づく指導管理ができています。一時保護所内の職員間連携もはかれています。</p>

<p>子ども施設に関する課題</p>	<p>【課題】</p> <p>① 幼児の居室が隔絶されているが、学齡児、男性職員と交流をはかることにより、より日常に近い環境を提供できるのではないか。</p> <p>② 管理者の理念、指導力の継承をはかる方策が必要。</p> <p>③ 児相内の児童福祉司、児童心理司と一時保護の方針（定員を超える入所、一時保護所の現状に照らし、個別処遇をより望ましいと判断される子ども、）や、メンタルケアのあり方（心理判定前に、日常的な子どもの様子を知ること、怒りのコントロールの方法等）について、意見交換をし、すりあわせを行う必要がある。</p> <p>④ しかしながらどの一時保護所でも言えることだが、突発的な対応が迫られる一時保護において十分に体制整備をすることは難しい状況である。研修や勉強会等の十分な参加や様々な休暇、休退職等まで勘案すると人員が少ないように見られた。よって人事制度についても貴自治体として十分検討されたい。</p> <p>⑤ 学習権保障について、教育委員会、学校が同じ区にあるメリットを生かした、さらなる連携が行われることを期待する。</p>
<p><b>Ⅲ 一時保護所の運営</b></p>	
<p>1 一時保護の目的</p>	
<p>2 一時保護所の運営計画等</p>	
<p>3 一時保護の在り方</p>	
<p>4 一時保護所における保護の内容</p>	
<p>5 特別なケアの実施</p>	
<p>6 安全対策</p>	
<p>7 質の維持・向上</p>	
<p>評価</p>	<p>① 絶望的な状況から救出された子どもにとって、生きることができる、おとなを信頼してもよいという希望の灯をともし役割を果たしている。</p> <p>② 一時保護された子どもの権利保障を実現するため、衣食住、安全安心、学習、遊び、休息、意見表明等について、可能な限り、あらゆる手立てを講じようとする努力、工夫がみられる。</p>

よりよい施設にするための課題	<p>【課題】</p> <p>① 保護を必要とする子どもをすべて保護するという児相の目標と、保護された子どもの権利保障をはかるという理念の両立は、かなり難しい。現在の一時保護所の状態を維持するためには、前者を制限せざるを得ない。この点を児相内だけでなく、区、議会等とも明確に共有したうえで、長期的な計画を立てる必要がある。</p> <p>② 定員を超えるニーズに応えるためには、一時保護所の増設や適切な一保のリソースを再検討し、長期的な計画を建てる必要があるとなる。</p> <p>③ 発達障害、高齢児、非行を抱える子どもの受け入れのためには、心理治療施設の開設、少年鑑別所との協働などの実現が必要だろう。</p> <p>④ チームワークによる対応が必須であること、研修が必要であることは認識されているが、職員数、コロナ禍等の理由により、まだ十分ではない。さらに充実をはかる必要がある。</p>
	<p><b>IV 一時保護所における子どもへのケア・アセスメント</b></p>
1	アセスメントの実施
2	個別援助指針（援助方針）の策定及び個別ケアの実施
3	子どもの観察
評価	<p>① 子どもの行動を観察するための職員配置（孤立、単独行動の子どもへの目配り、死角を生じさせない目配り等）が慎重に配慮され、入所時のケア等も含めマニュアル化されていて、ほぼ統一の対応ができるようにシステム化しているところは評価できる。</p> <p>② 子どもの意見聴取を軸とした援助方針が共有されている。</p>
よりよい施設にするための課題	<p>【課題】</p> <p>① 児相の援助方針会議に、一時保護所の意見を反映させる方策が検討できないか。日常的な生活を共にしている一時保護所職員の意見は、子どもの今後の生活支援のために、重要な意味をもつこともあるはずである。観察結果をワーカーに伝えるシステムが貧弱であり情報共有等がうまくいっているようには思われなかった。会議参加について、時間的、場所的、人数的な制約については、DX化を使ったシステム構築してはどうかと考えられる。</p>
<p><b>V 一時保護の開始及び解除手続き</b></p>	
1	開始手続き
2	解除手続き
評価	<p>① 入所のための部屋の確保など、入所の調整などしっかりしている。また、保護開始にあたり、子どもの不安を取り除き、権利保障のための説明をわかりやすく行っているものと見受けられる。</p> <p>② 解除時なるべく早く子どもに伝える姿勢が評価できる。</p>

よりよい施設の課題にするた	<p>【課題】</p> <p>① 解除にあたり、一時保護所で安心ができ、親しみをもつことができた子どもが、再び SOS を発信することができるようになること、つまり支援をしてくれるおとなたち、仕組みがあるということを、しっかり確認する工夫をはかる。</p> <p>② 子どもが解離や過覚醒の場合等も考慮した、より良い手続方法について先進的な発信ができる保護所になってほしい。</p>
---------------	---

## 総合評価

<p>【評価委員 A】</p> <p>① 開設から 1 年弱の一時保護所で、第三者評価を受けるという姿勢、評価者に対し、施設、職員、子どもの生活など、自由に見学し、接触することを許容する姿勢に、まず感心し、よりよい一時保護所をめざそうという意気込みを感じた。保護された子どもの権利保障をはかることを、名実ともにめざしているありようが、子どもの生活の様子、表情や言葉に、生き生きと現れている、素晴らしい一時保護所である。このような一時保護所が、現実に可能なのだという、希望をもたせてもらった感がある。</p> <p>今後の全国の一時保護所の在り方を考えるにあたり、パイロット的な役割を果たすことになると思われるが、この理念と実践が、人事異動があっても、長く継承される仕組みを講じておいてもらいたい。</p> <p>② 一方で、このような施設の状況を守るために、定員数以上の入居を制限し、暴力や破壊を行う危険のある子どもの入居を避けなければならないという制約がでてくる。保護を必要とする子どもを、すべて保護するという児童相談所の目的を果たすためには、一時保護所の増設や心理治療施設の開設が、どうしても必要になるということを、児童相談所内だけではなく、設置者である区、議会にも理解を求め、長期的展望をもつ必要があるだろう。</p> <p>③ 子どもの権利保障とは何か、そのために児童相談所は何をすべきかという課題については、簡単に答えのでもないが、一時保護所の職員と、児童福祉司、児童心理司らが、多忙な中ではあっても、意見を交換し、姿勢を一致させるべく、機会を設けていく必要がある。個別の子どもの援助方針についても、一時保護所の職員の意見を、積極的に反映させられるようにすることが望ましい。</p> <p>④ 外部機関、特に学校との連携は、子どもの学習権保障のために必須であろう。区設の児童相談所であるという特色を活かし、是非教育委員会との間で、個別の子どもの学習支援について、在籍校との連絡、協力がはかれる仕組みを講じてほしい。</p>
--

## 【評価委員 B】

全体として新設保護所ながら他自治体の先進事例を取り入れたり、新たな取り組みを始めるなど、子どもの視点を大切にしていることが評価できる。ユーザー評価も好評でありおおよそ他の自治体の保護所が参考にすべきシステムといえる。さらなる向上のために、以下を提言したい。

### （マクロ的視点：本庁政策）

70 万人自治体において 1 児相で 1 保護所定員 35 人はリソースが少ない状況である。おおよそ管轄人口が保護所付き 1 児相 40 万人以下であると死亡率等が下がるなどの知見がある。現在の情勢を見ると、児童虐待の保護が中心で、本来の育成等の保護も難しい状態と考えられた。よって必要な子どもを保護するという観点を持ち、データ分析などをして、適切なリソースの測定とそれを実現する長期的な計画が必要と思われる。

### （ミゾ的視点：児童相談所）

35 人定員入所だからこそこのシステムが維持できると考えられる。ワーカーと保護所職員の意見の相違の一つに、児童の保護と保護所での児童の権利擁護は常に対立するものであり、保護所以外のリソースがないと、大幅な定員超過の保護となり、どうしても管理的になるために保護所内の権利擁護が侵害される状態となる。貴児相はサテライトという新しい試みをはじめたが、人員的に厳しい状況が垣間見れた。本庁との人事要求を含め新しいリソース確保の試みに対応できる要望等の実施も継続して続けてほしい。

### （ミクロ的視点：一時保護所及び職員）

初年度で第三者評価を受けるなど、より良い保護所を追求する姿は評価できる。しかしながらかつて良好保護所と言われたところが、初期メンバーの退職等により非常に閉鎖的管理的になってしまった保護所がいくつかあるため、継続的な運営体制の構築が必要である。また、どうしても休職・退職・様々な休暇の職員が出ることは福祉領域では全国共通の課題であり、職員のレスパイト等も含め、職員のより良い環境整備を図りたい。職員がより良く働くことが子どもの権利擁護につながることを付記したい。

評価基準

小項目ごと自己評価  
と第三者評価

S: 優れた取組みが実施されている。  
他児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態  
A: 適切に実施されている。  
よりよい一時保護の水準・状態、質の向上を  
B: やや適切さにかける  
「A」に向けた取組みの余地がある状態  
C: 適切でない、または実施されていない  
「B」以上の取組みとなることを期待する。

自己  
評価

第三  
者  
評  
価

1	Q. 子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	A	A
2	Q. 子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	S	S
3	Q. 保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
4	Q. 保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
5	Q. 保護解除について、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A	A
6	Q. 保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	A	A
7	Q. 外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか	A	S
8	Q. 被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A	A
9	Q. 子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A	A
10	Q. 思想や信教の自由の保障が適切に行われているか	A	A
11	Q. 性的なアイデンティティへの配慮が適切に行われているか	A	S
12	Q. 子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A	A
13	Q. 子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A	A
14	Q. 子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A	A
15	Q. 一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	S	S
16	Q. 一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	S	S
17	Q. 一時保護所内の生活環境が適切に整美されているか	A	S
18	Q. 管理者としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	S	S
19	Q. 一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	A	A
20	Q. 各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	B	B
21	Q. 情報管理が適切に行われているか	A	A
22	Q. 職員の専門性の向上及び意識共有のための取組が行われているか	A	A
23	Q. 職員間での情報共有・引継等が適切に行われているか	A	A
24	Q. 児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	B	B
25	Q. 職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	A	A
26	Q. 医療機関との連携が適切に行われているか	A	A
27	Q. 警察署との連携が適切に行われているか	A	A

28	Q. 施設や里親等との連携が図られているか	A	A
29	Q. 子どもの養育・支援を適切に行うために、必要な関係機関との連携が適宜行われているか	A	B
30	Q. 一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	A	S
31	Q. 一時保護所の年度単位での事業計画や目標設定を行っているか	A	A
32	Q. 緊急保護は、適切に行われているか	A	S
33	Q. 一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	A	A
34	Q. レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	A	S
35	Q. 食事が適切に提供されているか	A	A
36	Q. 子どもの衣服は適切に提供されているか	S	S
37	Q. 子どもの睡眠は適切に行われているか	A	A
38	Q. 子どもの健康管理が適切に行われているか	A	A
39	Q. 子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B	B
40	Q. 未就学児に対しては適切な保育を行っているか	A	A
41	Q. 家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A	A
42	Q. 子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	A	A
43	Q. 他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A	A
44	Q. 無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	A	A
45	Q. 重大事件に係る触法少年に対して、適切な対応を行っているか	A	A
46	Q. 身近な親族等を失った子ども、適切な対応を行っているか	A	A
47	Q. 被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A	A
48	Q. 障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A	A
49	Q. 健康上配慮が必要な子どもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	A	A
50	Q. 無断外出の防止に努めるとともに、発生時の対応は明確になっているか	A	A
51	Q. 災害発生時の対応は明確になっているか	A	A
52	Q. 感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A	A
53	Q. 一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	A	A
54	Q. 一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	A	A
55	Q. 保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	A	A
56	Q. 関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	A	A
57	Q. 援助方針沿った個別ケアを行っているか	A	A
58	Q. 一時保護中において、子どもへの変化に応じた支援方針の見直しを行っているか	A	A
59	Q. 一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	A	A
60	Q. 観察会議が適切に実施されているか	A	B
61	Q. 保護開始にあたり、必要な支援が適切に行われているか	A	A
62	Q. 一時保護中の子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A	A
63	Q. 保護解除にあたり、関係機関等に対し、必要な情報が適切に提供されているか	A	A
64	Q. 保護解除にあたり、子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	A	A

